

令和5年第4回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和5年4月6日(木)午後3時00分から午後3時30分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室

3 出席委員(8名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 「令和4年度栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検・評価」及び「令和5年度栄町農業委員会最適化活動の目標の設定等」について

報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 英二 岩竹 一哉 岩田 公夫 湯淺 光修

大見川 正明 後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 5 年第 4 回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

○議事録署名委員の氏名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、5 番長谷川貴子委員、6 番岩井秀喜委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号整理番号 1 について、ご説明させていただきます。場所については、2 ページをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が安食字木塚、地目は登記簿・現況共に田、面積は 300 m²他 1 筆で合計 1,443 m²です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は 2 人、申請事由は、譲渡人が生活資金に充当のため、農地を処分する、譲受人は経営規模の拡大を図るものです。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われま

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は許可後、自家消費野菜を作付けする計画であり、問題はないと思われま

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○5番（長谷川貴子）

申請された農地について、現地を確認したところ、申請地は更地の状態でした。特に問題はないと思われま

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の竹本さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（竹本英二）

特にありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めま

○事務局長（大野茂夫）

それでは、3ページ、議案第2号整理番号1について、ご説明いたします。

場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字敷内、地目は登記簿が畑、面積は 300 ㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合につきましては、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができますとされております。

この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出された時は、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

それでは農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、天災地変（自然界によって起こる災害天変地異）によって農地性を失った土地で農地に回復することが困難であると認められるものや、現況が農地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を受けないまま 20 年以上経過しており、かつ、その間に農地法第 51 条の規定により現状回復命令等の違反転用の処分を受けていないものなどが挙げられています。

それでは、今回の議案のご説明ですが、申請地は現在も住宅用地として使用されているもので、既存の建物の状況や平成 13 年 10 月 2 日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても 20 年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第 51 条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○1 番（増田榮）

申請地の一部は、居宅への通路として使用されておりました。

また、既存の建物は、相当年数が経っていると思われれます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の大見川さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大見川正明）

特に問題はないと思われれます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第2号 整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、改めまして3ページ、議案第2号整理番号2について、ご説明いたします。場所については、5ページをご覧ください。

農地の所在は、矢口字椎ノ木、地目は登記簿が畑、面積は44㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

申請地は、住宅用地として20年以上使用されていたもので、建物の状況や平成11年5月30日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても20年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○5番（長谷川貴子）

申請地には、居宅が建っており、相当年数が経っていると思われれます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の岩田さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田公夫）

特にありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号2を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号2については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号「令和4年度栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検・評価」及び「令和5年度栄町農業委員会最適化活動の目標の設定等」について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（森田勲）

本件は、令和4年度に作成した栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検と評価を行うとともに、令和5年度の栄町農業委員会の最適化活動の目標の設定等をするものです。

この目標の設定等は、農業委員会の適正な事務指針の中で策定が義務づけられておりまして、毎年度策定するものです。

それでは「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」から説明させていただきます。

はじめに、6ページ、詳細の資料は、「別紙様式5」をご覧ください。

令和5年3月31日現在の「1最適化活動の成果目標」の（1）農地の集積ですが、令和4年4月現在のこれまでの集積面積は、488haで、集積率は34.4%となっております。

令和4年度の目標及び実績は、集積目標面積536ha、集積率37.7%に対して、集積実績が532ha、今年度末の集積率は37.5%の達成状況になりました。

目標の達成に向けた主な活動ですが、担い手農家への農地の利用集積・集約化推進、土地改良区の会議に参加して農地中間管理事業の説明や農業委員、農地利用最適化推進委員の方に対しての研修会などを行ったものです。

続いて、（2）遊休農地の解消等については、令和4年4月現在の遊休農地面積が24.0haあり、令和4年度緑区分の解消目標面積は1haとしましたが、緑区分の解消面積はありませんでした。

全体の遊休農地を解消した面積は、黄区分の遊休農地は0.9ha解消されましたが、新たに1.4haの遊休農地が発生し、全体では0.5haの増加となり、令和4年度末の遊休農地面積は24.5haとなりました。

遊休農地解消の目標達成に向けた活動については、農業委員、推進委員の皆さんにご協

力いただき、8月から農地利用状況調査からスタートし、利用意向調査、農地パトロールなどを行いました。

活動に対する評価としましては、遊休農地の解消につながるよう継続的な指導などが必要であると考えております。

続いて、(3)新規参入の促進については、目標の同意・公表面積0.1haに対して、実績はありませんでした。

次に、「2最適化活動の活動目標」の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、目標の月当たり活動日数1日に対して、実績は1日となりました。

続いて、(2)活動強化月間の遊休農地解消については、目標の実施回数1回に対して、実績は1回となりました。

続いて、(3)新規参入相談会への参加については、目標の参加回数1回に対して、実績はありませんでした。

次に、「3点検・評価結果」については、「目標の達成状況の評語の適用方法」に基づいて目標項目ごとに達成状況に応じた点数により当てはめるもので、「目標に対して期待をやや下回る結果」となっております。

続きまして「令和5年度最適化活動の目標設定等」について説明します。

はじめに、7ページ、令和5年4月1日現在の「I農業委員会の状況」ですが、耕地面積等の面積、各種の農家数、農業就業者数などについては、耕地及び作付面積統計や農林業センサスに基づいた数値となっておりますのでご確認ください。

次に、農業委員会の体制ですが、当町は、平成28年4月より新制度に基づく体制となっており、農業委員8名、農地利用最適化推進委員10名の体制で活動していただいております。

次に、8ページ、「II最適化活動の目標」ですが、(1)農地の集積の①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。

令和5年度の目標集積面積は、547haで新たに15haを集積するという計画にしております。

この目標面積については、「農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針」と整合性を図るものでございます。

(2)遊休農地の解消①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。

令和3年度を基準年度となっており、緑区分の遊休農地面積は、6haに対し1haを解消するという計画にしております。

また、黄区分の遊休農地面積は、18haの遊休農地面積になります。

イ新規発生遊休農地の解消として、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標は、該当がないので0haとしております。

続いて、9ページ、(3)新規参入の促進ですが、①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。

目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均1割の0.1haを目標としております。

2最適化活動の目標として、1人当たりの活動日数を月1日の目標としております。

(2) 活動強化月間の設定は、取組時期は8月から11月とし、取組項目は遊休農地の解消を目標としております。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加は、1回とし参加者数は1名を目標とします。開催時期は8月から11月とし就農相談の際に実施していただくように目標としております。

以上、説明とさせていただきますが、お手元に「別紙様式5」の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をお配りしておりますので参考にしてください。

なお、令和5年度の目標、計画が達成できるよう農業委員、農地利用最適化推進委員・事務局の連携・協力体制が不可欠でありますので、皆様のご協力をお願いします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号「令和4年度栄町農業委員会最適化活動の目標に対する点検・評価」及び「令和5年度栄町農業委員会最適化活動の目標の設定等」について、を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第3号については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、10ページ 報告第1号についてご説明させていただきます。

場所につきましては、11ページをご覧ください。

整理番号1 申請地は、須賀字新田、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は73㎡です。転用目的は、須賀新田区集会所の建設になります。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和5年3月16日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和5年第4回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時30分閉会